

長岡市告示第297号

長岡市自転車等放置防止条例（平成6年長岡市条例第5号）第10条第2項の規定により、自転車等放置禁止区域に放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年4月11日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所 別紙のとおり
- 2 撤去し、保管した自転車等の台数 自転車1台
- 3 撤去し、保管した年月日 別紙のとおり
- 4 撤去し、保管した自転車等の返還方法
 - (1) 返還場所
ながおか市民センター 4階 道路管理課（長岡市大手通2丁目2番地6）
 - (2) 撤去し、保管した自転車等の保管期間及び返還期間（同条例第11条第2項の規定によるもの）
撤去した日から令和6年10月12日まで
 - (3) 返還手数料
自転車 1台につき 1,400円
 - (4) 提出書類
自転車等返還申出書（用紙は、ながおか市民センターにあります。）
 - (5) 返還に必要なもの
ア 運転免許証等の身分が証明できるもの
イ 自転車等の鍵など放置自転車等の利用者等であることを証明するもの
ウ 印鑑
 - (6) その他
返還期間を経過しても返還の申出のない放置自転車等は、処分します。

放置自転車調査書

番号	防犯登録等			物件の特徴			住所	氏名	電話番号	撤去し、保管した年月日	放置場所	被害届の有無	警告番号	
	色	警察署	番号	種別	色	車体番号								メーカー等
1				婦人	シルバー	A21AB02626	不明				令和6年3月19日	台町1丁目7 レオパレスアパート前		
2														
3														
4														
5														